

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた市主催のイベント等の開催基準

## 1. 基本的な考え方

令和2年5月15日に三重県が示した、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」に準じ、参加者が特定できないイベント等については、原則、中止・延期とします。ただし、やむをえず開催する場合は、感染防止対策を徹底の上、開催することができることとしており、適切に実施されたい。

## 2. 市主催のイベント等の開催基準

市主催のイベント等については、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとします。

感染防止対策が十分に担保できない市主催のイベント等は、当面、5月31日(日)まで中止または延期とします。

## &lt;感染防止対策&gt;

- ・ 参加者へ手洗いの推奨を行うこと
- ・ 会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・ 発熱や咳等の風邪症状や体調がすぐれない方には参加自粛を協力要請すること
- ・ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
- ・ 「密閉」、「密集」、「密接」とならないようにすること。
- ・ 人と人との適切な間隔（対面2メートル以上等）を確保すること

## 3. 公共施設の貸出基準

公共施設の利用については、上記1の基本的な考え方に基づくものとし、イベント以外の利用においても上記2の感染防止対策の徹底を利用の条件とします。

なお、各市民センター、各公民館、学校体育館等については、5月19日(火)から順次準備が整った施設から貸出を再開します。ただし、特定警戒都道府県（定住自立圏域は除く）の方の利用（予約を含む）については、自粛をお願いします。

## 4. 感染防止対策のための移動に関するお願い

市民の皆様については特定警戒都道府県（定住自立圏域は除く）への移動を引き続き生活の維持に必要な場合を除き、避けていただくよう協力をお願いします。

特定警戒都道府県（定住自立圏域は除く）にお住まいの方については、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、生活の維持に必要な場合を除く伊賀市への移動（観光やレジャー、帰省などを目的とした移動）自粛のご協力をお願いします。

特定警戒都道府県以外の他県にお住まいの方については、当該県の移動に関する方針にご留意いただきますようお願いいたします。

## 5. 留意事項

当開催基準は、市が共催・後援する事業についても、主催者に同様の取り扱いを要請するものとし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を見ながら適宜見直すこととします。

## 別添【会議室の使用例】

- ・会議時間の短縮に努める。
- ・対面を避ける（対面でなければならぬ場合は 2 m 以上あける）。
- ・となりとの間隔はできるだけ（1 m 以上）あける。
- ・窓を開けるなど、定期的な換気（毎時 2 回）を行う。
- ・定期的（会議後毎など）に消毒・清掃を行う。
- ・入室前に手指の消毒を徹底する。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・体調の悪い（発熱、倦怠感などある）方の参加はお断りする。

レイアウト例

